

平成18年度

徳島県・(社) 徳島県建築士事務所協会意見交換会 議事録

開催日時 平成18年11月13日

開催場所 徳島県建設センター3階(鳳凰の間)

A. 一般業務

1. 発注について

1. 1 標準日額人件費や人工、日数等の公表を検討してほしい。(特に小規模施設)

・委託料の算定は、国土交通省営繕部の算定方法に準じているため、国土交通省が公表していない部分は県においても公表はできません。

1. 2 小規模建物の新築、改修での業務費積算方法について教えてほしい。

・1. 1に同じ

1. 3 最低制限価格の設定は検討されているのか教えてほしい。

・地方自治法の改正により、委託業務についても最低制限価格の設定が可能となりましたが、現在のところ導入の予定はありません。今後、検討していく課題であると考えます。

1. 4 点数制のみによる指名ランクを手直しして、貢献活動等の社会的評価も加味してはどうか。

・県土整備部の制度であり現時点では特に考えていません。

1. 5 同様に点数による格付けの中の技術評価点において、年齢による補正率をもう少し高くしてほしい。

・1. 4に同じ。

1. 6 高等学校などの全面改築の実施設計については、工区分離を行い、地元設計事務所も業務参加が可能な体制を整えてほしい。

・デザインや機能を統括する業務が必要となり、現時点では考えていません。

1. 7 設計業務の人工・日数の中に、積算に対する人工・日数が加味されているのか教えてほしい。また、加味されているのであればその内容を公表してほしい。

・積算に要する人工数は含まれています。公表については1. 1に同じ。

1. 8 委託する業務範囲・内容をより明確化してほしい。(予算が大きく違う場合がある。) 県内に発注される設計業務は基本設計が完了し、実施設計のみと思われるが、年度当初に行われる設計の進め方説明会では、基本設計の業務が含ま

れているように思う。

・委託業務の内容については、委託仕様書で業務内容についてできるだけ明確化していますが、今後とも内容に食い違いのないようにしていきたいと考えています。

1. 9 設計予算化する前に担当者による現地調査を充分にしておいてほしい。特に改修設計などで、設計に取りかかって現地に行ってみたら、地形、設備など設計内容と違う場合がある。

・事前の現地調査については充分に実施するよう担当者に周知・徹底しているところであります。同様に委託業務受託者にも、設計業務着手時及び完了時には設計内容と現地の食い違いのないようにしていただきたいと考えます。

1. 10 低入札で落札された工事の監理業務は通常より人日数が増加しているようなので、何らかの対策をお願いしたい。

・低入札工事については当該入札価格で契約内容に適合した履行がなされるかを判断したうえで契約をしており、低入札であるからと言って工事監理業務に手間がかかるとは必ずしも言えないと考えています。ただ、低入札工事では品質確保を図るため中間検査の回数を一般入札工事の回数より1～2回増加させており、基本的には県の監督体制の強化(3人体制)により対応することとしています。中間検査の対応についてはその主旨をご理解いただきご協力を願うものであります。

2. 設計業務について

2. 1 事前及び委託により提出した基本設計内容は、主管課等の庁内合意を得たものにしてほしい。

・趣旨に添うよう検討していきたいと考えています。ただ、主管課の担当者が変わることで内容が変わることもあり得るのでそのこともご理解いただきたいと思います。

2. 2 設備設計が分離されていても、設計内容は建築設計者が窓口としてほしい。

・建築が統括という認識であります。

委託仕様書において、調整業務は建築にて行うこととしています。

2. 3 図面チェックの期間は、工程表にできるだけ沿うようにしてほしい。

・県側も工程表に沿ってチェックしたいと考えております。お互いに計画に沿った業務となるよう協力していただきたいと考えています。

B. 耐震診断・耐震改修監理業務について

B. 1 発注について

1. 1 既存建物竣工図と現地対象建物との相違箇所の有無を調べて必要な訂正をしてほしい。

・営繕工事以外の施設管理者による発注工事などもあり、現実的には困難と思われます。

1. 2 既存施設の構造種別の事前調査（RC 造、S 造、混構造）は、必ず実施してほしい。その作業が職員で難しければ、事務所協会に委託することを検討してはどうか。

・事前調査により構造、階数、エクspansionジョイントの位置、図面の有無など委託業務に直接関連のある事項については調査をして発注しております。

1. 3 評定結果後から耐震補強案、概算書作成の委託期間を充分確保してほしい。

・全体工程計画を立てる時点で充分検討していただき、余裕のある工程としてください。

1. 4 成果品としての書類の種類や内容を統一してほしい。

・委託仕様書の記載のとおりであります。

1. 5 耐震改修工事においては、通常の改修工事に比べて構造設計者の判断や現場での監理や設計変更が多くなるので監理費を加算してほしい。

・意匠のウエイトが少ないので、全体としてバランスが取れていると考えます。

1. 6 建物の棟数が複数の場合、立会い、検査等の回数が増加するので、工事金額の割合のみで監理費を計上しないほしい。

・今後の検討課題と考えます。

B. 2 監理業務について

2. 1 設計変更に伴う打合せについては、色々な取合いが発生する為にある程度は現場にて打合せを行うようにしてほしい。

・臨機応変な対応をしていきたいと考えます。

2. 2 建物の使用方法や使用時期及び工事工期は、改修建物使用者（施設管理者）と事前に十分な打合せを行ってほしい。

・現状そのようにしていると認識しております。

2. 3 既存不適格部分の処理について統一的な方針を決めておいてほしい。

・今後の検討課題と考えます。

2. 4 設計変更に伴う減額工事に関しては設計書及び図面の変更があるので、監理経費上は増額と考えてほしい。

・単なる図面のミスなどは対象外ではありますが、こちらから要求した変更などについては今後の検討課題と考えます。

2. 5 工事中に発生する予想できない埋設物等への対応は、膨大な経費が発生する場合があります、迅速な対応と共に、予備的な予算確保が必要ではないか。

・主管課と協議していきたいと考えます。

B. 3 その他

3. 1 営繕課内での窓口を建築担当者か設備担当者のどちらかに一本化してほしい。

・今後の検討課題としたいと考えます。

3. 2 事務所協会や受託事務所各社との合同連絡会議を定期的を開催してはどうか。

・年度当初に設計事務所への説明会を開催しており、こういった会議を今後とも充実していきたいと考えます。

C. その他

1. 分離発注に於いて、建築分野とそれ以外との調整業務費用の加算をしてほしい。
(H14年意見交換会)

・分離発注の場合「調整に要する費用」を計上している。調整業務分について、按分率に考慮しています。

2. 木造施設での木材供給体制について、現在どうなっているか。

特記仕様書には、一般材としており、JAS等を書いていない。乾燥材の問題があるが、B種とすれば、県産材使用に問題はないと考えている。物価版の単価を採用しているが、棟単位で考えれば問題ないと考えている。木材の比重が大きい場合は見積もりによるのがよい。

3. 県産材としての認証制度（生産地、強度、乾燥）はどうなっているか。

認証制度については、産地認証のみであるが10月からスタートしている。